

長野市もんぜんぷら座こども広場指定管理者募集要項

長野市もんぜんぷら座こども広場（以下「こども広場」という。）の管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 15 年 12 月 24 日長野市条例第 51 号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項（仕様書等含む）及び長野市指定管理者制度ガイドラインを十分ご確認くださいませよう願います。

1 募集の概要

(1) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(2) 施設の概要

- ・名称 長野市もんぜんぷら座こども広場
- ・所在地 長野市大字南長野 1485 番地 1 長野市もんぜんぷら座 2 階
- ・開設年月 平成 15 年 6 月
- ・建物の構造 建築構造 鉄筋コンクリート造り、地上 10 階、地下 1 階の 2 階の一部
敷地面積 3,943 m²（建物）
延床面積 877 m²（こども広場専有面積）
- ・施設図面 別紙 1 のとおり

(3) 施設の内容

ア プレイルーム（630 m²） 1

遊具、絵本コーナーを配置するほか、未歩行者用（0 歳児から 1.5 歳児）、歩行児用（1.5 歳児から 3 歳児）エリア等に区分。（玩具、人形などは個人の持ち込みあり）

イ 活動室（相談室（71 m²） 1、会議室（68 m²） 1）

個別相談、グループ相談、会議、育児サークル活動などに活用。

ウ 昼寝室（26 m²） 1、授乳室（31 m²） 1、おむつ替えコーナー 1

乳幼児用寝具、調乳設備などを設置。

エ トイレ（こどもトイレ 1、親子トイレ 1）

オ その他

受付・事務所（51 m²） 1 を設置。

(4) 利用者の範囲

- ア 乳児及び幼児の保護者
- イ 保護者と同伴の乳児及び幼児
- ウ その他市長が特に認める者

施設の運営状況

① 開館時間等（令和2年度）

区分	現行	条例
開館時間	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
休館日	毎月第1、第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、それらの日の翌日）及び12月29日～翌年の1月3日までの日	毎月第1、第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、それらの日の翌日）及び12月29日～翌年の1月3日までの日

② 利用状況（利用者数、件数、稼働率など）

利用区分等	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数（延べ）	人	47,193	46,813	45,519	36,601
新規登録乳幼児数	人	2,292	2,304	2,127	1,765
専門家相談人数（延べ）	人	505	552	481	663
子育てコンシェルジュ相談数	件	※令和元年度新設事業			908
ホームスタート訪問家庭数	世帯	37	63	67	60
（特記事項）					

③ 収入及び支出の状況（令和元年度）

※実績どおりに予算の確保を確約するものではありません。

区分	項目	金額
収入	利用料金	0
	指定管理料	23,782,000
	委託料	703,910
	販売収入等	0
	その他収入	610,394
	計	25,096,304
支出	人件費	17,788,002
	設備管理費	64,464
	備品購入費	413,026
	修繕費	171,308
	光熱水費	0
	事業費	3,650,220
	事務経費	1,595,091
	本社経費	0
	その他	1,015,900
	計	24,698,011

区分	項目	金額
自主事業	収入	18,900
	支出	16,608
	自主事業損益	2,292
損益		400,585

2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

こども広場は、乳児及び幼児とその親の子育てに対する悩みや不安を解消し、もってそれらの者の福祉の増進に資するため、子育て支援の拠点施設として設置されています。

(2) 基本方針・目標

地域における子育て支援の拠点施設として、乳幼児とその保護者に遊び場と交流を提供するとともに、子育てに関する相談に応じ、各種講座、イベントを開催することで子育て世帯への支援を行うこととします。また、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供することで、地域に根ざした施設となることを目指すこととします。

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行うこととします。

(4) 開館期間中の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・市民の平等、公平な利用を確保すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。

(5) 法令等の遵守

下記のほか、こども広場の運営に関連する諸法令の遵守が求められます。なお、指定管理者として施設の管理をする際は、危機管理に関するマニュアル、個人情報取り扱いに関するマニュアル等を整備する必要があります。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・長野市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・長野市公契約等基本条例
- ・長野市こども広場の設置及び管理に関する条例、長野市こども広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進

① 対応要領に沿った対応

指定管理者は、本市の「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（以下「対応要領」という。）を踏まえ、不当な差別の取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行ってください。

② 職員研修及び連絡体制

指定管理者は、対応要領に示されている不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方等について理解を深めるため、指定管理業務に従事する職員の研修を実施するとともに、施設によって提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生じないように、施設所管課との連絡を密にし、適切に対応してください。

③ 対応指針に沿った対応

指定管理者は、指定管理業務を履行するに当たり、当該事業分野における主務大臣が示す、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に則って、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければなりません。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 長野市こども広場の設置及び管理に関する条例第5条に規定する業務に関すること

- ① 子育て中の親とこどもの交流に関する事業
- ② 子育てに関する相談
- ③ 子育てに関する情報の提供
- ④ あそびに関する指導及び助言
- ⑤ その他子育ての支援に関すること。

(2) 別添1「長野市もんぜんぷら座こども広場指定管理仕様書」に定める施設の管理及び運営事業に関すること

(3) 施設及び設備、備品等の維持管理・安全管理に関すること

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設及び設備、備品等の管理を適切に行うこととします。なお、破損、不具合の生じた時には速やかに市に報告を行ってください。

① 保守管理業務

ア 仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備、昇降機設備等）の日常点検、法定点検、定期点検等は、別に市が管理します。

② 清掃業務

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。（床の基本的な清掃とトイレの清掃は、市が別に委託する業者が実施）

③ 設備管理業務

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の設備の管理を行うこととします。

なお、施設内の設備については、市が指定管理者に無償で貸与します。

破損、不具合が生じたときには、速やかに市に報告することとします。

④ 備品等の貸与等

ア 備品等の貸与

長野市は、別添2に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で指定管理者に貸与します。

イ 備品等の管理

備品等（Ⅰ種）は長野市財務規則(第7章 財産 第3節 物品)に準じて管理し、常に良好な状態に保つこととします。

ウ 備品等の更新等

備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合又は本業務実施のために新たに備品等（Ⅰ種）に相当する備品等が必要となった場合には、当該備品等の調達（購入、リース契約等）について、長野市と指定管理者で協議の上、定めます。

なお、高額な備品については、長野市が予算措置し、長野市が調達（購入、リース契約等）することとします。

協議により指定管理者が購入又は取得した場合、備品等（Ⅰ種）の所有権は長野市に帰属します。

エ その他備品等

備品等（Ⅰ種）以外に指定管理者が必要とする備品等が生じた場合には、指定管理者の任意により備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を調達（購入、リース契約等）し、本業務のために供することができます。

備品等（Ⅱ種）の調達（購入、リース契約等）後は、速やかに、長野市に報告し、台帳や目録等を整備し、備品等（Ⅰ種）と明確に区分して適正に管理してください。

なお、備品等（Ⅱ種）を購入又は取得した場合の所有権は、指定管理者に帰属します。

オ 消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

地元事業者から物品を購入する等、地元活用に努めること。

地元の障害者就労施設等（※）からの物品及び役務の調達に努めること。

※長野市ホームページに掲載しています、ご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 障害福祉課 > 障害者優先調達推進法について

カ リース契約により調達する物品について

こども広場内で、現在の指定管理者が調達し、管理運営を開始する令和4年4月以降もリース期間が残っている物品は以下のとおりです。下表を考慮の上、リースを継続す

るのか、指定管理者自ら調達するのか、必ず提案してください。

物 品 名	リース満了日	備 考
印刷機	令和6年12月31日	事務室内に設置
軽自動車	令和4年4月17日	鍋屋田駐車場に駐車

(4) 施設の運営に関すること

① 職員の配置等に関すること

ア 運営責任者1名を配置する。

イ 開館中における職員体制は、専任職員を常時3名以上配置する。このうち相談、指導に当たる職員については、保育士資格等（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童厚生施設の遊びを指導する者の資格）を有するものとする。（別紙2参照）

ウ 職員の勤務形態は、こども広場の運営に支障がないように定めること。

エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

オ 地元雇用の創出・推進に配慮すること。

② 施設の利用に関すること

ア 利用料は無料とする。

イ 利用者数や相談件数について、利用統計資料を作成すること。なお、書式・記載内容は別に定める。

③ 施設の利用促進に関すること

ア 広報活動に関すること

指定管理者は、施設の利用方法や案内図等を、施設利用者に解り易い場所に掲示してください。また、施設の情報発信のため専用ホームページの作成やパンフレットの作成等により、積極的に広報を実施してください。

イ 利用者ニーズの把握及び反映

指定管理者は、利用者からのアンケート実施等による意見把握やサービス提供や管理運営状況の分析・検証を行い、管理運営に反映させてください。

(5) 自主事業に関すること

指定管理者は、公の施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に長野市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。

なお、内容を変更する場合も同様に協議してください。

魅力のある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案してください。

ア 施設の設置目的に沿った事業内容とすること。

イ 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

(6) 災害等発生時の対応業務

ア 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。

イ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

ウ 閉館時においては、市民の避難所として使用できるよう、施設の開錠を行うこと。

※ 当該施設は市の福祉避難所として指定されており、災害等発生時に必要があると認められるときは、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が避難生活を送る場所となるため、災害等発生時には、市から福祉避難所の開設決定の連絡があった場合、早急に開錠する必要があります。なお、市が福祉避難所を閉鎖するまでの間、施設を臨時休館とすることがあります。

(7) 業務の再委託

一部の業務を委託することは可能です。業務の一部を委託する場合は、事業計画書に明示してください。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできません。

(8) 長野市ファミリー・サポート・センター事業の受託に関すること

こども広場内にある長野市ファミリー・サポート・センターの業務（別添3「長野市ファミリー・サポート・センター事業仕様書」を参照）は、指定期間の年度毎に随意契約での業務委託により実施します。契約方法については、指定管理者決定後に協議することとします。

(9) その他業務

① モニタリング（監視・確認業務）に関すること

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

イ 事業報告書の作成

ウ 月報及び四半期総括書の作成

※ その他、セルフモニタリング（指定管理者が自ら実施する監視・確認業務）について、考慮しているものを提案してください（例：利用者アンケート等）。

② その他

ア 関係機関との連絡調整

イ その他業務（管理業務に関する庶務、経理等の事務、申請書類等の作成等）

ウ 指定期間終了にあたっての委任業務の引継ぎ

4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。提案に当たっては、「民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理経費を適正に積算すること。

また、年度協定書において定める委託料の額の算出に当たっては、提案額や決算見込額（実績）を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。

なお、長野市が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれません。また、管理基準や労働条件等については現行法制（令和3年4月1日現在）に基づき積算することとし、管理経費は指定期間分（年度ごとに）示すようにしてください。

また、当該施設の管理運営に関して、人事、給与、福利厚生、会計管理、電算管理等の業務を法人本部で一括処理する場合は、これらの総務的経費のうち、当該施設の指定管理業務から発生する費用についても事業計画書に記載してください。

(1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期毎に支払います。

(2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

5 法人市民税・事業所税について

法人市民税及び事業所税については、長野市指定管理者制度ガイドラインを参照してください。

6 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要があり、運営状況が適正でない認められる場合は、市は指定管理者に対して必要な勧告や指示を行います。

なお、モニタリングの結果は、毎年、モニタリング評価結果としてとりまとめ、ホームページ等で公開します。

また、モニタリング評価方法の見直しに伴い、指定期間の途中でモニタリングの実施方法等が変更となる場合があります。

7 指定管理者と長野市の責任分担

種類	内容	負担者	
		長野市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他事由による利用料金収入の減		○
税制変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○

種類	内容	負担者	
		長野市	指定管理者
行政的な理由による事業変更	行政的な理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更若しくは業務の停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応		○
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		○
施設・設備の修繕・改修	経年劣化によるもの（1件10万円以下）		○
	経年劣化によるもの（1件10万円超）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件10万円以下）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件10万円超）	○	
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の全部又は一部の利用停止		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の長野市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設、設備の修復による増加費用	○	
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	○	
利用の変更、中止及び延期	長野市の責任による変更、中止及び延期	○	
	指定管理者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の利用放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等長野市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	
運営費の増大	長野市以外の要因による運営費の増大		○

種類	内容	負担者	
		長野市	指定管理者
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	管理不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○

8 賠償責任と保険

(1) 賠償責任

- ① 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ② 長野市は指定管理者に対して、指定管理者は長野市に対して、それぞれの責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ③ 長野市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者又は第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(2) 保険

市が付保している保険は、次のとおりです。

- ・ 建物総合損害共済(長野市の基準に基づき加入。基準は別紙3のとおり)
- ・ 市民総合賠償補償保険

指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとします。

- ・ 施設賠償責任保険（指定管理者特約条項等の付いたもの）
- ・ 生産物賠償責任保険
- ・ レジャー・サービス施設費用保険
- ・ 普通傷害保険
- ・ 受託者賠償責任保険

9 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 長野市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力

団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していないこと。また、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。

- (6) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。また、複数の団体から構成される共同体による申請も可能ですが、代表団体を1団体定めること、また構成団体の全てが上記の資格を満たしていることが必要です。

10 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：提出期限の1週間前まで(令和3年4月15日(木)から6月8日(火)まで)
随時受け付けますが、回答に1週間程かかる場合がありますので、ご了承ください。

受付方法：質問書(様式指定なし)に記入のうえ、Eメールに添付、郵送またはFAXにて下記まで送付してください。

※ Eメールにより送付した場合、必ず到着確認の電話連絡を行ってください。

受付場所：長野市こども未来部 保育・幼稚園課(市役所 第二庁舎2階)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-8032 FAX：026-264-5355

Eメール：ko-hoiku@city.nagano.lg.jp

11 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、正本1部と写し12部を市長に提出してください。

なお、申請書類は返還いたしません。また、候補団体とならなかった団体の申請書類を利用することはありません。

- (1) 指定申請書
- (2) 長野市もんぜんぷら座こども広場指定管理者事業計画書
- (3) 長野市もんぜんぷら座こども広場の管理に関する業務の収支予算書

※ 収支予算書の作成にあたり、「3 指定管理者が行う業務の範囲」のうち「(8) 長野市ファミリー・サポート・センター事業の受託に関すること」についての収支予算を記載する必要はありません(必ず除いてください)。

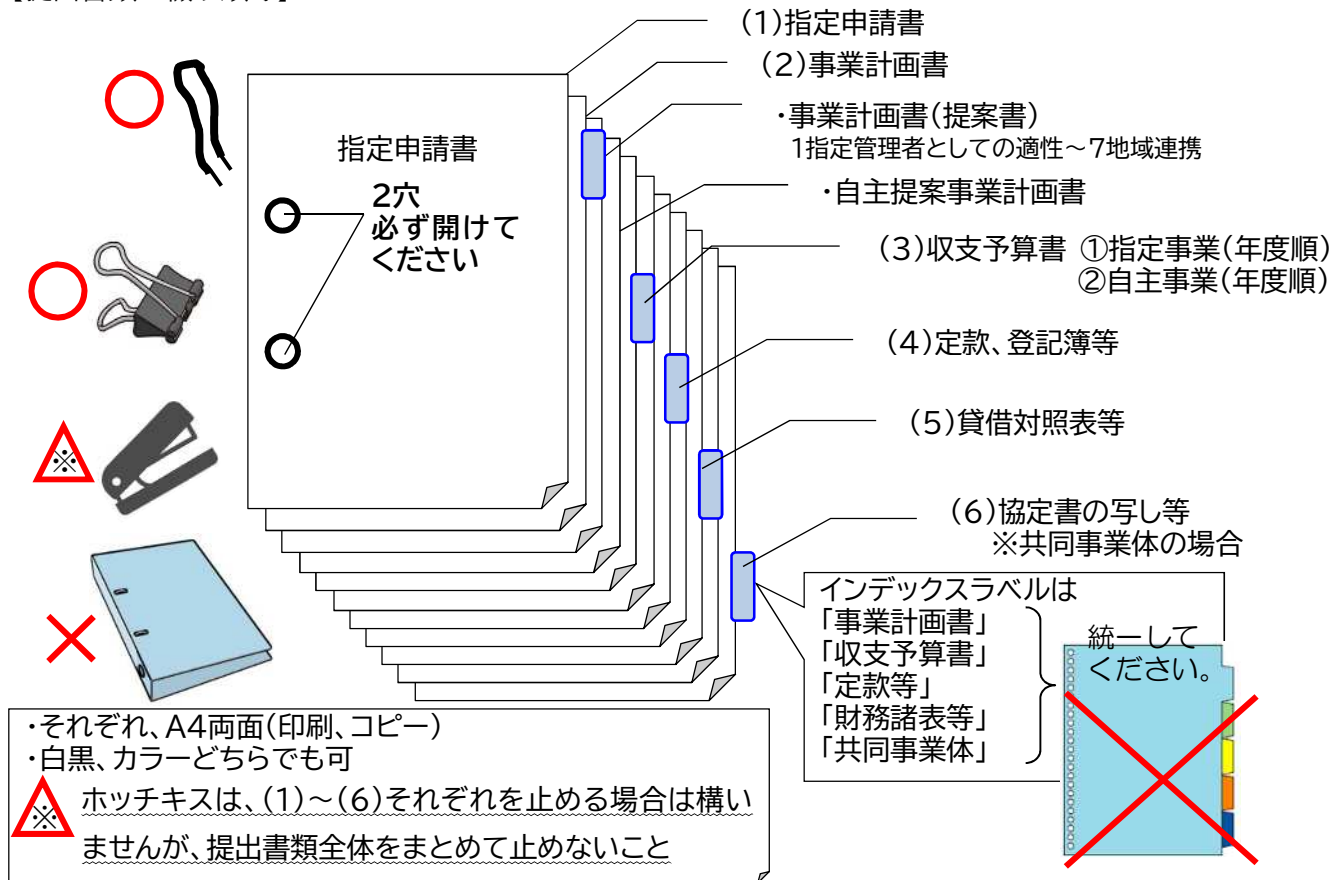
※ 申請者において指定した様式に代わる独自の事業計画及び収支予算書を作成しても構いませんが、記載する順番は指定した様式の順番としてください。また、いずれの場合も指定期間各年度の計画・予算書を提出してください。

また、開館時間の延長や閉館日の削減といったサービス向上策を提案する際は、現状

のままでの運営経費と、サービス向上案での運営経費両方を記載してください。

- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - (5) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録等（別紙「財務諸表等の提出一覧」のとおり）。
 - (6) 共同事業体の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等
- ※ 申請者は、原則として本社等の代表者としてください。
※ 資料が複数ページに渡る場合は、ページ番号を振るなど工夫してください。

【提出書類の綴り順等】



12 説明会

応募方法、申請書類、指定管理者業務等について下記のとおり説明会を開催します。

参加人数については、1団体につき3名までとし、参加希望団体は5月6日（木）までに下記提出先にあらかじめEメールにて連絡してください。

※ Eメール送信後、必ず到着確認の電話連絡を5月7日までに行ってください。

- (1) 日 時 令和3年5月10日（月） 午後2時 から 午後3時まで
- (2) 場 所 長野市役所 会議室 161（第一庁舎6階）

13 申請書類の提出先及び提出期限

提出先：長野市子ども未来部 保育・幼稚園課（市役所 第二庁舎2階）
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
電話：026-224-8032 Eメール：ko-hoiku@city.nagano.lg.jp
提出期限：令和3年6月15日（火）午後5時15分必着です。
（直接または郵送により提出してください）

14 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補団体を決定します。

(2) 応募者の審査

担当部局において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。

選定委員会においては、担当部局の審査結果並びに必要なに応じて実施されるプレゼンテーションを基に審査し、指定管理者の候補団体を決定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

(4) 協定の締結

長野市と指定管理者候補団体は長野市もんぜんぶら座子ども広場の管理に係る詳細について協議を行い、指定議案及び予算案の議決後、協定を締結します。

15 選定の基準等

(1) 選定基準

長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に準じます。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

ア 管理運営を行うにあたっての方針について

イ 団体の経営方針について

ウ 経営の安定性と継続性について（財務状況／組織体制）

エ 同様、類似施設の管理運営実績について

- オ 施設の有効活用について（施設の現状に対する考え方及び将来展望／市指定事業計画／自主事業計画／サービスを向上させるための方策）
- カ 利用者対応について（利用者のトラブルの未然防止と対処法）
- キ 事業収支について（指定事業・自主事業における収支の妥当性／市負担額の縮減／再委託の妥当性）
- ク 施設の管理運営全般について（職員の配置・研修計画／平等利用／経理／施設・備品の維持管理／セルフモニタリング）
- ケ 危機管理対策について（安全対策／個人情報の保護／防犯・防災／緊急時の対応・体制）
- コ 地域との連携について（地元雇用／地元事業者の活用／障害者就労施設等からの物品及び役務の調達）
- サ モニタリング評価結果（ただし、現在の指定管理者が、再度申請した場合のみ）
- シ その他、当該施設固有の特殊事情について

16 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

応募者は、選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

申請書類の内容は、提出期限後、変更及び追加することはできません（長野市が求める場合を除く）。

(3) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

申請書類の受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 申請書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、長野市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

(7) 情報公開について

指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類については、原則公開とします（団体の信用情報等は除く）。また、プレゼンテーションを実施する際は必要に応じて公開することがあります。

(8) 提案について

施設で行う事業等については、積極的に提案していただけますが、指定管理者の候補団体として選定された団体の申請書類に記載されている提案の全てをそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しつつ、長野市と候補団体との協議の上、施設の運営上必要と

認められる部分について採用することとなります。

17 候補団体選定後について

指定管理者候補団体を指定管理者として指定後、指定管理者は市と協議し、施設の運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、準備を進めることができることとします。なお、準備に係る費用（自主事業のための施設修繕・整備含む）については、指定管理者の負担とします。

18 長野市公契約等基本条例

本条例は、長野市が発注、依頼する全ての契約と公の施設の管理に関する協定が対象となります。また、長野市と基本協定を締結する指定管理者だけでなく、指定事業を行うため長野市の承認を得た上で、清掃、警備等の個々の業務を指定管理者から第三者（当該業務を専門とする事業者等）へ委託する、または請け負わせる事業者についても対象としています。

詳しくは、長野市指定管理者制度ガイドラインを参照してください。

19 指定管理者の取り消し等

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

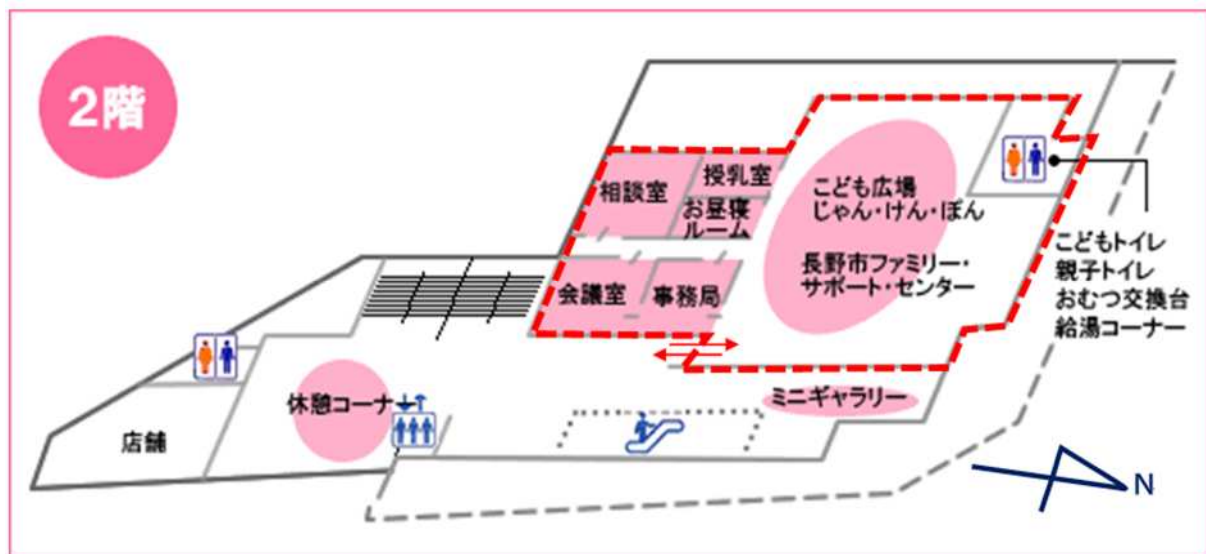
20 公の施設の廃止等

長野市では、長野市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設マネジメントを推進しており、公の施設の見直しに伴い、指定期間に関わらず、当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。

廃止の場合は、遅くとも廃止をしようとする日の1年前までに、その旨を指定管理者に通知します。また、公の施設の移転、統合、増改築等により、地方自治法 244 条の 2 第 4 項に規定する「管理の基準」及び「業務の範囲」が大幅に変更となる場合には、新たな指定管理者の指定の手続きが必要となり、その場合は、指定期間を変更（短縮）することとなります。

これらの公の施設の廃止等により、指定管理者に損害や損失が生じた場合には、合理性が認められる範囲で長野市が負担することを原則として、長野市と指定管理者との協議により決定することとします。

長野市もんぜんぷら座2階こども広場配置図（点線の範囲）



外観



プレイルーム



飲食コーナー（プレイルーム）



授乳室



令和2年度職員体制

(令和2年2月末現在)

長野市もんぜんぷら座こども広場じゃん・けん・ぽん 20名

職名	区分	人数	備考
館長	常勤	1名	
副館長	常勤	1名	ファミリー・サポート・センター責任者兼務
コンシェルジュ	常勤	1名	利用者支援事業
オーガナイザー	常勤	1名	ホームスタート事業、看護師・助産師資格有
事務	常勤	1名	管理栄養士資格有
保育士	パート	9名	コンシェルジュ兼務1名
子育て支援員	パート	2名	
看護師	パート	1名	子育て支援員資格有
オーガナイザー	パート	1名	保育士資格有
認定臨床心理士	パート	1名	
代替保育士	パート	1名	

長野市ファミリー・サポート・センター 3名

職名	区分	人数	備考
責任者	常勤	1名	こども広場副館長兼務
アドバイザー	常勤	1名	
アドバイザー	パート	1名	

令和3年度 全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」加入基準

以下の基準により加入しています。

	加 入 基 準
建物の場合	<p>(1) 中山間地域として規程している13地区及び土砂災害危険箇所にある建物 13地区：浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区 ※ 構造級「鉄筋コンクリート造(1級)、鉄骨造(2級)、木造(3級)」は問わない。</p> <p>(2) 計画規模浸水想定地域（3m以上）に在する建物 ※ 構造級1級～3級は問わない。</p> <p>(3) 構造級3級の建物 ※ 構造級1級・2級の建物は対象外とする。</p> <p>(4) 構造級1、2級の建物でも火災が懸念される建物 ※ 給食センター、清掃センター、火葬場等</p> <p>(5) 住民自治協議会が受託する公民館 ※ 簡易な建物含む（構造級は問わない）。</p> <p>(6) (1)～(5)であっても普通財産については対象外とする。 ※ ただし管理、契約上加入が必要なものを除く。</p> <p>(7) (1)～(5)に該当しない建物でも、管理、契約上加入が必要と認められるものは、加入の対象とする。</p> <p>◇ 取得価額が500万円未満（税込）の簡易な建物（四阿、トイレ、倉庫等）は、上記(1)～(4)に該当しても対象外とする。</p>
工作物・動産の場合	<p>(1) 100万円以上（税込）の工作物・動産で、取得から10年以内の物件</p> <p>(2) (1)のうち太陽光発電装置や電子関連機器等は、落雷時自動過電流遮断装置がある物件を除く。</p> <p>(3) 借用物件で施設管理者が加入適当と判断する物件（価額、借用期間は問わない）</p> <p>◇ 遊具は対象外とする。</p>